

西予市立学校における働き方改革検討委員会設置要綱

令和 7 年 9 月 25 日

西予市教育委員会訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 西予市立学校に勤務する職員の働き方について協議、検討するため、西予市立学校における働き方改革検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ提案するものとする。

- (1) 西予市立学校における働き方改革推進計画(以下「計画」という。)の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教職員の働き方について教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 教育部長
- (2) 中学校長代表
- (3) 小学校長代表
- (4) 教頭代表
- (5) 養護教諭代表
- (6) 共同事務室地域長
- (7) 学校情報化検討委員会代表
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中において委員に欠員が生じたときは、後任の委員を任

命することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、委員がその職又はその資格を失った場合は、委員の資格を喪失する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和7年9月25日から施行する。